

特集「兵庫県における外来哺乳類の現状と課題」

第 2 章

兵庫県におけるアライグマ対策にかかる県・市・町の現状

畠 一志^{1*}・渡邊 好信²

¹兵庫県森林動物研究センター

²兵庫県農政環境部環境創造局 自然環境課

要 点

- ・ 兵庫県内の 41 市町を対象に、各市町におけるアライグマによる被害の把握と捕獲対応の状況を、2018 年度にアンケート調査した。
- ・ 生息・被害情報のない淡路島を除く 38 市町の状況が整理できた。
- ・ 一般市民からの相談・目撃情報などは、38 市町すべてが本庁の産業・農政部局で対応することとしていたが、内容により環境・衛生部局や地方機関、民間事業者などが対応すると回答した市町もあった。
- ・ 全市町のうち相談は約 6 割、目撃情報は約 4 割の市町で集積していた。
- ・ 38 市町すべてが捕獲に取り組んでいるが、狩猟免許を有しない一般市民でも捕獲可能となる外来生物法に基づく捕獲をしていない自治体が 8 市町あった。
- ・ アライグマの存在が確認された場合すべて捕獲すると回答した自治体は 8 市町のみであった。
- ・ 29 市町が捕獲を獣友会に委託していた。また 8 割近くの自治体が、餌交換などのワナ管理に関し一般市民の参画を求めていた。
- ・ 捕獲個体について、性別や成獣・幼獣の区別、体重などの情報は多くの市町で集積されていなかった。
- ・ 各市町に防除実施計画の提供を依頼したが 10 市町から提出がなかった。
- ・ 提出のあった計画の防除を行う期間は、すべて 2021 年 3 月 31 日までとされており、2020 年度末までに新たな計画を策定する必要があった。
- ・ 防除実施計画において、狩猟免許を有しない一般市民のみでの捕獲が可能な自治体は 28 市町のうち 11 市町のみであった。

keywords: アライグマ、アンケート調査、地方自治体の取り組み、特定外来生物

受付日：2020 年 1 月 14 日、受理日：2020 年 2 月 13 日

責任著者：畠 一志*

〒669-3842 兵庫県丹波市青垣町沢野 940 兵庫県森林動物研究センター ☐Kazushi_Hata@pref.hyogo.lg.jp

Local governmental managements for invasive alien raccoons in Hyogo Prefecture, Japan

Kazushi Hata^{1*}, Yoshinobu Watanabe²

¹ Wildlife Management Research Center, Hyogo

² Natural Environment Division, Environmental Development Bureau, Agricultural & Environmental Affairs Department, Hyogo Prefectural Government

Abstract: We describe local governmental managements for invasive alien raccoons in Hyogo Prefecture, Japan based on local governmental data obtained by a questionnaire survey. Reported sightings and consultations about agricultural damage have been respectively archived by 23 and 14 out of 38 municipalities, excluding three municipalities on Awaji Island. In total, 28 municipalities outsourced raccoon trapping to local hunters. Only 11 municipalities allowed local residents to capture raccoons.

Keywords: agricultural damage, local government, raccoons

1. はじめに

アライグマを含む外来生物によるさまざま影響が日本の内外で問題視されるようになったことから、国は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、外来生物法）を 2004 年に成立させ、侵略的な外来生物としてアライグマを特定外来生物に指定し、アライグマ防除による問題解決を推進している。兵庫県では、この外来生物法に基づき各市町が作成するアライグマ防除計画の策定支援のため、ガイドラインとしてアライグマ防除指針を 2006 年 6 月に策定（兵庫県 2006、2011 年 2 月一部改訂）するとともに捕獲用ワナ購入への助成などを通じて被害対策を推進してきた。

しかし、兵庫県森林動物研究センター（以下、研究センター）が実施している県下約 4,000 農会を対象とした鳥獣害アンケート調査（栗山ほか 2018）においてアライグマは、ワイルドライフモノグラフ 1 号（坂田・岸本 2009）で懸念されたとおり、その分布も被害も拡大傾向となっている（図 1、栗山・高木 2020）。一方、兵庫県が取りまとめている統計調査では、アライグマの捕獲個体数は増加傾向（図 2）、農林業被害金額は 2013 年度をピークに減少傾向（図 3）となっており、農林業被害の傾向は、研究センターの鳥獣害アンケート調査と矛盾する結果となっている。また鳥獣害アンケートでは、アライグマによる生活被害については、集落内での家屋侵入事例の有無しか調査していないため、その他の生活被害の有無や大きさなど実態は把握できていない。

兵庫ワイルドライフモノグラフ 12-2

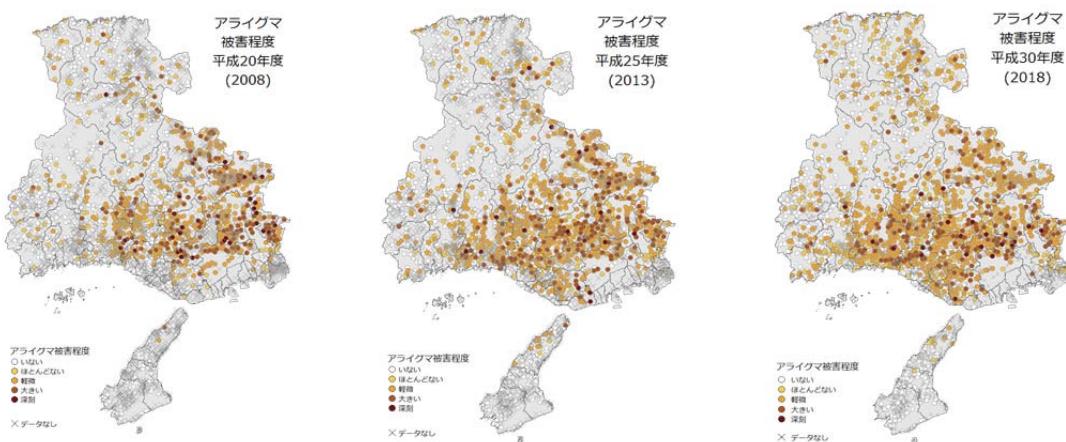


図 1. 鳥獣害アンケートによるアライグマの農業被害情報（集落ポイント単位マップ）

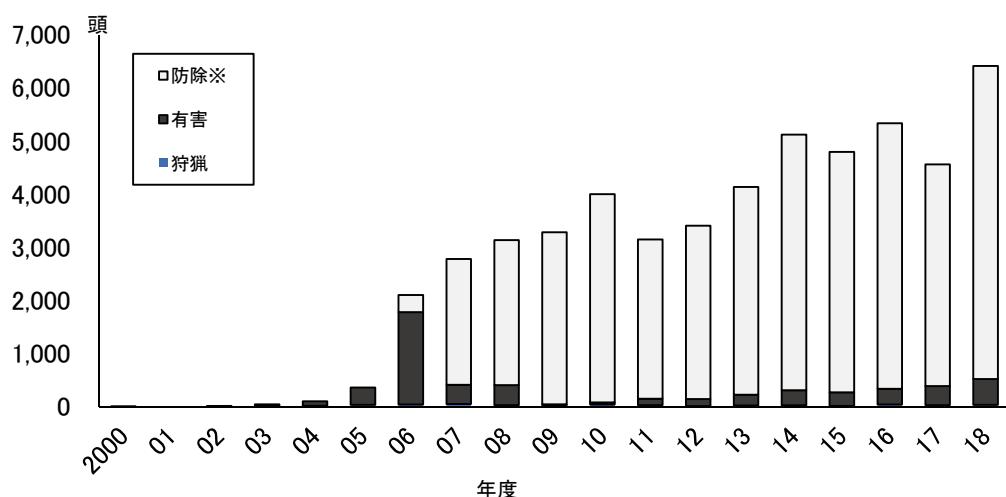


図 2. 兵庫県のアライグマの捕獲数の推移。防除とは外来生物法に基づく捕獲を意味する。

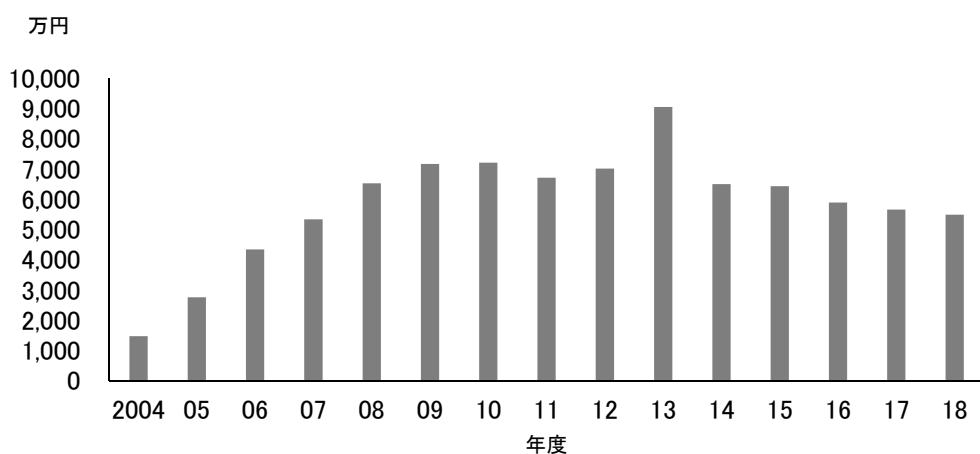


図 3. アライグマによる農業被害金額の推移。

そこで兵庫県自然環境課ではアライグマに関する県下の実状を把握するため、兵庫県内すべての地方自治体（41市町）を対象に、アライグマ問題の最初の対応窓口となる各市町において被害の実態把握や捕獲などがどのように進められているかについて、2018年度にアンケート調査を実施したので、その概要を報告する。

2. 41市町のアライグマの対策に関する調査

（1）調査時期及び方法

自然環境課が行った調査は、県内すべての地方自治体（41市町）を対象に2018年8月8日から同年8月24日の間に、各市町担当者に対し電子メールでアンケート様式を送信し実施された。なお、主なアンケート項目は以下のとおりであった。

- ① 相談・目撃情報等の対応窓口（担当部局）について
- ② 相談・目撃情報等の集積の有無について
- ③ 捕獲許可の範囲・基準について
- ④ 捕獲の実施体制について
- ⑤ 捕獲個体・実績に関する情報集積の有無について
- ⑥ アライグマ防除実施計画の記載内容について（各市町が作成した計画書の提出を依頼）

この他に捕獲したアライグマの回収や処分方法等についても調査されたが、アライグマの生息実態や被害状況の把握には直接関係しない内容であったため、今回の報告からは割愛した。

なお、対象の41市町のうち淡路島の3市については、アライグマの存在が確認されておらず被害も無いとの回答であったため、本報告の対象外とし、その他の38市町からの回答を以下のとおり取りまとめた。

（2）アンケート結果

① 相談・目撃情報等の対応窓口（担当部局）について

アライグマに関する各自治体への市民からの相談・目撃情報等については、38市町すべてが基本的には本庁の産業・農政部局で対応することとしていた（表1）。生活被害については環境・衛生部局が対応するとしている自治体も1カ所あった。その他、相談の内容によっては地方機関でも受け付けている自治体が2市町あった。また生活被害については専用相談ダイヤルを設けて民間事業者に対応を委託している自治体も1カ所認められた。なお自治体が設置している捕獲実施隊や猟友会も対応するとしている自治体も2市町あった。

表1. 相談・目撃情報等の市町対応窓口（担当部局）

市町数	本庁 <産業・農政> (割合:%)	本庁 <環境・衛生> (割合:%)	地方機関 (割合:%)	その他対応先
	38 (100.0)	1 (2.6)	2 (5.3)	相談ダイヤル（民間業者）1、捕獲実施隊1、猟友会1

② 相談・目撃情報等の集積の有無について

アライグマにかかる相談や目撃に関する何らかの情報を記録し取りまとめている自治体は、全部で 23 市町であった（表 2）。

そのうち、相談については農業被害が 23 市町、生活被害については 21 市町が記録を取りまとめていた。その他の自治体では記録を集積していなかったが、理由としては、相談自体が非常に少ないと相談があった場合には箱わなを貸与するなど、その都度対応し解決済みであるため記録は残していない等であった。

また目撃情報については 14 市町が目撃場所などの情報を記録し集積していた。それ以外の記録をまとめている市町では、相談の場合と同様に目撃情報がほとんど無いことなどが主な理由であった。なお、これら相談・目撃の情報については、都市部の神戸県民センター並びに阪神南県局管内では取りまとめている市町の割合が高く 100 %であるのに対し、丹波県民局管内では、相談や目撃に関する記録を取りまとめていると回答した市町は認められなかった。

表 2. 相談・目撃に関する相談等の記録の集積状況（県民センター・局別）

県民センター・局 (管内市町数)	相談 (割合:%)		目撃 (割合:%)	
	農業被害	生活被害	農業被害	生活被害
神戸・阪神南(4)	4(100.0)	4(100.0)	4(100.0)	4(100.0)
阪神北(5)	2(40.0)	2(40.0)	2(40.0)	2(40.0)
東播磨(5)	4(80.0)	4(80.0)	2(40.0)	2(40.0)
北播磨(6)	5(83.3)	4(66.7)	2(33.3)	2(33.3)
中播磨(4)	3(75.0)	2(50.0)	2(50.0)	2(50.0)
西播磨(7)	2(28.6)	2(28.6)	0(0.0)	0(0.0)
但馬 (5)	3(60.0)	3(60.0)	2(40.0)	2(40.0)
丹波 (2)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
計	23(60.5)	21(55.3)	14(36.8)	14(36.8)

③ 捕獲許可の範囲・基準について

アライグマの捕獲については、38 すべての市町が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣保護管理法）もしくは外来生物法、またはその両方に基づき許可していた。狩猟免許を有しない一般市民でも積極的な捕獲が可能となる外来生物法に基づく捕獲を実施せず、鳥獣保護管理法に基づく有害捕獲等のみ許可している自治体が 8 市町あり、その割合は神戸・阪神南地域から遠ざかると高くなる傾向であった（表 3）。

表3. アライグマ捕獲の根拠としている法令（県民センター・局別）

県民センター・局 (管内市町数)	鳥獣保護管理法 のみ (割合:%)	外来生物法のみ (割合:%)	両法律とも活用 (割合:%)
神戸・阪神南(4)	0(0.0)	2(50.0)	2(50.0)
阪神北(5)	1(20.0)	4(80.0)	0(0.0)
東播磨(5)	0(0.0)	5(100.0)	0(0.0)
北播磨(6)	0(0.0)	3(50.0)	3(50.0)
中播磨(4)	1(25.0)	2(50.0)	1(25.0)
西播磨(7)	2(28.6)	3(42.9)	2(28.6)
但馬 (5)	4(80.0)	0(0.0)	1(20.0)
丹波 (2)	0(0.0)	0(0.0)	2(100.0)
計	8(21.1)	19(50.0)	11(28.9)

一方、捕獲の動機として、アライグマの存在が確認された情報はすべて捕獲対応すると回答した自治体は8市町で、西播磨や但馬地域など神戸・阪神南地域から離れるほど多くなる傾向が認められた（表4）。

アライグマを地域から排除するには、被害の有無に関わらず積極的に捕獲する取り組みが求められるが、実害の発生など住民から要望があった場合のみ対応するという捕獲に消極的な自治体が全体の8割近くに達していた。

表4. 捕獲を実施する場合の動機（県民センター・局別）

県民センター・局 (管内市町数)	存在を確認した情報 すべて (割合:%)	住民から要望があった 又は目撃多数・被害が あった場合のみ (割合:%)
神戸・阪神南(4)	0(0.0)	4(100.0)
阪神北(5)	0(0.0)	5(100.0)
東播磨(5)	1(20.0)	4(80.0)
北播磨(6)	0(0.0)	6(100.0)
中播磨(4)	1(25.0)	3(75.0)
西播磨(7)	2(28.6)	5(71.4)
但馬 (5)	4(80.0)	1(20.0)
丹波 (2)	0(0.0)	2(100.0)
計	8(21.1)	30(78.9)

④ 捕獲の実施体制について

8割近くの自治体において、狩猟免許を有する猟師が中心となり捕獲は行われており、29市町では猟友会に、6市町では民間業者または猟師で組織された捕獲隊などに捕獲が委託されていた。また外来生物法の捕獲従事者制度等に基づき一般市民が中心となって捕獲していると回答した自治体は9市町であった。なお自治体職員が狩猟免許を取得し、職員自ら捕獲する場合もあると回答した自治体も2市町あった（表5）。

表5. 捕獲の実施者（県民センター・局別）

県民センター・局 (管内市町数)	猟友会に委託 (割合:%)	民間業者又は その他団体に 委託 (割合:%)	捕獲従事者など 市民が実施 (割合:%)	自治体職員が 実施 (割合:%)
神戸・阪神南(4)	4(100.0)	1(25.0)	2(50.0)	1(25.0)
阪神北(5)	2(40.0)	1(20.0)	2(40.0)	0(0.0)
東播磨(5)	5(100.0)	0(0.0)	1(20.0)	0(0.0)
北播磨(6)	5(83.3)	0(0.0)	1(16.7)	0(0.0)
中播磨(4)	4(100.0)	0(0.0)	1(25.0)	0(0.0)
西播磨(7)	5(71.4)	2(28.6)	1(14.3)	0(0.0)
但馬 (5)	3(60.0)	2(40.0)	0(0.0)	0(0.0)
丹波 (2)	1(50.0)	0(0.0)	1(50.0)	1(50.0)
計	29(76.3)	6(15.8)	9(23.7)	2(5.3)

※複数回答あり

また8割近くの自治体が、捕獲の有無の確認や餌交換などワナの管理作業に一般住民の参画を求めているのに対し、8市町については一般市民の参画は不要としていた（表6）。

表6. 捕獲への一般市民の参画（県民センター・局別）

県民センター・局 (管内市町数)	住民参画が必要又は場合よっては必要 (割合:%)	住民参画は必要なし (割合:%)
神戸・阪神南(4)	3(75.0)	1(25.0)
阪神北(5)	4(80.0)	1(20.0)
東播磨(5)	5(100.0)	0(0.0)
北播磨(6)	4(66.7)	2(33.3)
中播磨(4)	3(75.0)	1(25.0)
西播磨(7)	6(85.7)	1(14.3)
但馬 (5)	3(60.0)	2(40.0)
丹波 (2)	2(100.0)	0(0.0)
計	30(78.9)	8(21.1)

⑤ 捕獲個体・実績に関する情報集積の有無について

捕獲場所については 34 市町が情報を取りまとめていると回答したが、性別や成獣・幼獣の区別、体重などの情報は多くの自治体で記録されておらず、北播磨や中播磨地域など神戸・阪神南地域から離れた地域ほど記録が少ない状況であった。また捕獲された個体の情報について全く取りまとめていないと回答した自治体も 3 市町あった（表 7）。

表 7. 捕獲した個体・状況に関する情報の記録・保管状況(県民センター・局別)

県民センター・局 (管内市町数)	場所 (割合:%)	体重 (割合:%)	性別 (割合:%)	わな設置 期間 (割合:%)	餌の 種類 (割合:%)	成獣 ・幼獣 (割合:%)	全記録 なし (割合:%)
神戸・阪神南 (4)	4 (100.0)	3 (75.0)	3 (75.0)	4 (100.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
阪神北(5)	5 (100.0)	2 (40.0)	3 (60.0)	3 (60.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	0 (0.0)
東播磨(5)	5 (100.0)	1 (20.0)	5 (100.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
北播磨(6)	5 (83.3)	1 (16.7)	1 (16.7)	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	1 (16.7)
中播磨(4)	3 (75.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
西播磨(7)	5 (71.4)	1 (14.3)	2 (28.6)	3 (42.9)	2 (28.6)	0 (0.0)	2 (28.6)
但馬 (5)	5 (100.0)	0 (0.0)	2 (40.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
丹波 (2)	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)
計	34(89.5)	10(26.3)	18(47.4)	13(34.2)	11(28.9)	2(5.3)	3(7.9)

⑥ アライグマ防除実施計画の記載内容について

今回の調査ではアンケートへの回答とともに、外来生物法に基づき各市町が策定している防除実施計画書の提供についても依頼した。

その結果、28 市町から提出があり内容を確認したところ、アライグマの防除を行う期間がすべて 2021 年 3 月 31 日までとされており、2020 年度末までに新たな計画を策定する必要があることがわかった。また、いずれの計画でも狩猟免許を有しない者による捕獲が可能となる規定が設けられているものの、17 市町では、実際に捕獲する際には狩猟免許所持者の同行を必要としていることから、これら自治体では狩猟免許を持たない一般市民のみで捕獲することは実質的に不可能となっていた（表 8）。

表 8. 各市町からのアライグマ防除計画提出状況(県民センター・局別)

県民センター・局 (管内市町数)	防除計画の提出有り (割合:%)	うち狩猟免許を有し ない者でも捕獲でき る規定あり(割合:%)	ただし捕獲する場合 には狩猟免許所有者 の同行が必要 (割合:%)
神戸・阪神南(4)	4(100.0)	4(100.0)	2(50.0)
阪神北(5)	4(80.0)	4(100.0)	4(100.0)
東播磨(5)	4(80.0)	4(100.0)	2(50.0)
北播磨(6)	2(33.3)	2(100.0)	0(0.0)
中播磨(4)	4(100.0)	4(100.0)	3(75.0)
西播磨(7)	4(57.1)	4(100.0)	2(50.0)
但馬 (5)	4(80.0)	4(100.0)	3(75.0)
丹波 (2)	2(100.0)	2(100.0)	1(50.0)
計	28(73.7)	28(100.0)	17(60.7)

3. 考察

今回のアンケート調査の結果、県内の各市町ではアライグマ問題に関する受付・対応は本庁が中心となり行う体制であり、地方機関の支所や地域局なども対応するのは2市町にとどまることがわかった。理由としては、アライグマに関する問題が地域レベルでは非常に少ない、表面化・深刻化していない、地方機関の担当者の知識や経験不足から十分な対応ができないこと等が考えられた。しかし住民からの情報を幅広く収集し迅速に対応するには、支所や地域局など課題発生地域に近い窓口において情報収集や対応を図る体制の構築が望まれる。

また一般市民からの相談や目撲に関する情報を集積している自治体は、相談については約6割、目撲情報では4割弱に留まっていた。しかし相談内容や目撲件数を集計し、それらの多い地域を把握することは、対策すべき地域の特定への重要な手がかりとなることから今後すべての市町で細密な情報の収集・蓄積をするべきである。

なお、神戸・阪神南県民局管内の市町では市民からの相談や目撲の情報をすべて取りまとめているのに対し、都市部の神戸・阪神南地域から離れた地域では情報の集積状況が悪化する傾向であった。一方、これら都市部から離れたところではアライグマの存在が確認された場合はすべて捕獲対応すると回答した市町が多かったが、これらの地域ではシカ・イノシシの捕獲が常時行われているため、アライグマであっても速やかに捕獲できる体制が構築されていることが示唆された。ただし、これら地域では外来生物法に基づく捕獲はあまり行われておらず、シカやイノシシと同様に獵師が行う鳥獣保護管理法の有害捕獲で対応している市町が多いため、狩猟免許を有しない一般市民が積極的に捕獲する体制とはなっていない。

さらに外来生物法に基づく捕獲を実施する市町でも、狩猟免許を有しない者が捕獲を実施する場合には、狩猟免許を有する者の同行を必要とする自治体が、防除計画書の提出があった市

町の 6 割を越えていた。つまり外来生物法に基づく捕獲でも狩猟免許を有しない者が直接捕獲できない状況であり、アライグマの拡大防止に向け地域での捕獲を積極的に進める体制が全県的に構築できていないことが浮き彫りとなった。しかし丹波篠山市における NPO 法人大山捕獲隊のように、市民が捕獲活動に参画することで被害防止に成果を挙げていることから（横山・西牧 2020）、アライグマの根絶に向けては一人でも多くの一般市民が活動に参画する気運や体制づくりが不可欠である。

また各市町に防除計画書の提出を依頼したものの対象の 25 %以上の市町から提出がなく、西播磨地域など神戸・阪神南地域から離れるほど提出が少ない状況であった。その理由として、これらの地域では、現時点ではアライグマによる被害が少ないと防除計画に則った捕獲を行っていないため計画書の重要性が理解されず提出されなかつた可能性が考えられた。また現行の防除計画は 2010 年度に策定されたものがほとんどで、策定から 10 年近くが経過していることから担当者がこの計画の存在自体を失念していることも懸念された。

農業や生活への被害のみならず、稀少在来種への負の影響など地域生態系への被害も懸念される特定外来生物のアライグマは、本来、兵庫県に生息してはいけない動物である。そのため、住民からの苦情の有無にかかわらず根絶を目指すべきという認識を全市町が強めなければならぬ。また愛玩飼養を目的に輸入が増加したといわれるアライグマを今度は人間の都合で駆除しようとしていることを踏まえ、殺処分で奪われる命を最小限にするためにも可能な限り迅速な根絶を図らなければならない。

しかし、2004 年頃にはアライグマの農業被害があり、市民からの相談や目撃情報の収集蓄積がなされている神戸・阪神南地域であっても、今回の調査から、捕獲は住民からの要望や被害があった場合のみ対応していることが明らかとなった。つまり外来生物法が目指す撲滅に向けたものではなく、住民からの相談・苦情への対応として処理されているのが現状である。今後、県内全市町でアライグマの速やかな撲滅に向けた意識醸成を図るには兵庫県の働きかけが重要であり、そのための基本的な仕組みとして、各市町がアライグマの存在に関する多くの情報を適切に収集し、研究センターを含めた県機関が集約・分析したうえで対策の進捗や課題、改善方針を提示できる体制の構築が必要であると考えられる。

引用文献

栗山武夫, 山端直人, 高木俊 (2018) 兵庫県の野生動物の生息と被害の動向調査の概要. 「兵庫県の大・中型野生動物の生息状況と農業被害の現状と対策～鳥獣害アンケートの集計～」, 兵庫ワイルドライフモノグラフ, 10: 1-8

兵庫県 (2011) アライグマ防除指針.

<https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/files/5115/6282/6544/c328a6074cdc849ba498fa7e6a0e1566.pdf>, 2020 年 1 月 6 日確認

栗山武夫, 高木俊 (2020) 兵庫県の外来哺乳類（アライグマ・ハクビシン・ヌートリア）の生息と

農作物被害の動向（2004-2018 年度）。「兵庫県における外来哺乳類の現状と課題」，兵庫ワ
イルドライフモノグラフ, 12: 1-23

坂田宏志, 岸本康誉 (2009) 分布、被害とその対策の状況。「兵庫県におけるアライグマの現状」，
兵庫ワイルドライフモノグラフ, 1: 1-10

横山真弓, 西牧正美 (2020) 住民主体によるアライグマ捕獲隊の活動事例～大山捕獲隊の活動
記録～。「兵庫県における外来哺乳類の現状と課題」，兵庫ワイルドライフモノグラフ, 12:
49-66